

ヲ解次シ、十二日ニハ齋藤知事七臨場シテ野田川於  
遊劇場ニ於テ手打式ヲ行フノ運ヒトナレリ。

覺書

(本文ヲ略シ條件ノミヲ記載ス)

一 従業員ノ作業ハ會社所定ノ時間制ニ從ヒ二月二  
十一日會社発表ノ標準分量ニヨル、但シ當分ノ  
四月三月十二、十三ノ実情ヲ標準トシテ之ニ違セサル  
トキハ歩引ヲナシ標準分量以上ノ作業ヲ爲シ  
タルトキ其ノ分量ニ應シ歩引ヲナスコト

二 論議ノ制度ハ五月末日迄之ヲ繼續施行シ其ノ

実績ニ鑑ミ會社ハ関係者ノ意見ニ疑ヒ直チニ  
作業制度ノ改正其ノ他適切ナル措置ヲナスニ

ト

三 従業員ノ作業制度若シクハ待遇等ニ關シテ

ナル事項ニ付意見アルトキハ成ルハク之ノ期

停名ニ申シ出テ會社ニ對シ斡旋ヲ請フコト

四 今回ノ爭議ニ關シ解職シタルモノニ對シテハ